令和５年度認知症対応型サービス事業開設者研修（第２回）
開催要綱

１　目　　的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の代表者が、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得することにより、認知症高齢者に対する介護サービスや事業運営の充実を図ることを目的とします。

２　実施主体

福岡県

３　実施機関

社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会

４　期　　日

令和６年１月３０日（火）・３１日（水）

５　会　　場

クローバープラザ　西棟５階　５０１研修室（春日市原町３丁目１－７）

※集合研修形式

６　定　　員

３０名

※定員に達し次第、締切らせていただきます。

※定員超過等で受講をお断りする場合は、その旨本会から連絡します。

７　受　講　料

６，０００円

８　受講対象者

福岡県内（福岡市及び北九州市内の事業所は除く）の指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の法人代表者。

※本研修の受講にあたっては、別添「認知症介護研修の受講要件について」を御参照ください。

※受講申込者の資格について、御不明な点がある場合は、市町村介護保険担当課（広域連合の場合は本部）にお問い合わせください。

９　研 修 内 容

別添カリキュラムを御参照ください。

10　受講申込みについて

（1）申込関係書類の提出方法

別紙及び受講申込書に必要事項を記入のうえ、**各市町村介護保険担当課**に提出してください。

（2）市町村介護保険担当課への提出締切日

令和５年１２月２２日（金）必着

※締切後は受付けられません。

11　受講者の決定について

各市町村介護保険担当課から提出のあった受講申込書を確認後、受講者を決定し、決定通知及び振込用紙等を事業所に送付します。

12　修了証書について

カリキュラムの全科目を修了された方に対し、福岡県知事名の修了証書を交付します。

13　個人情報の取扱いについて

「受講申込書」に記載された個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに利用させていただきます。

14　そ　の　他

（1）遅刻・早退は認められません。

（2）**欠席による補講はありません。**

（3）受講申込の内容に事実と異なる記載があった場合、受講取消を含めて厳正に対処いたします。

15　事　務　局

社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会　福祉・介護研修センター　担当　藤、糸山

〒816-0804　春日市原町３－１－７　クローバープラザ　東棟４階

ＴＥＬ　０９２－５８４－３４０１　ＦＡＸ　０９２－５８４－３４０２

令和５年度認知症対応型サービス事業開設者研修 カリキュラム

１日目

※講義等の進行により、終了時間が変更になることがあります。

【第１回】　７月２４日（月）　オンライン

【第２回】　１月３０日（火）　クローバープラザ西棟５階　５０１研修室

時　間		プログラム（講義題・講師名等）
		受　付
9:20		開会・オリエンテーション
9:30	150	【講義１】地域密着型サービスの取組　～地域包括ケアサービスの目指すべき方向性に向けて～ 認知症介護指導者　株式会社パーソン・サポート絆　川島　豊輝　氏
12:00		昼食休憩
12:45	120	【講義２】認知症の人への基本的支援のあり方 認知症介護指導者　特別養護老人ホーム恵の家　花田　智加　氏
14:45		休　憩
14:55	120	【講義３】認知症高齢者の「権利擁護」・「高齢者虐待」・「リスクマネジメント」の考え方 翼・篠木法律事務所　弁護士　篠木　　潔　氏
16:55		閉　会

２日目

【第１回】　７月２５日（火）　オンライン

【第２回】　１月３１日（水）　クローバープラザ西棟５階　５０１研修室

時　間		プログラム（講義題・講師名等）
		受　付
9:30	90	【講義４】人材育成と労務管理 オスカー社会労務士法人　社会保険労務士　小川　美也子　氏
11:00		休　憩
11:10	60	【講義５】家族の理解　～認知症の人を介護する家族支援～ 認知症介護指導者　中村　益子　氏
12:10		昼食休憩
12:55	120	【実践報告と今後の課題】地域密着型サービスの取組を考える ～国の施策と地域が求めるサービスへ向けての事業展開～ ①　認知症介護指導者　グループホームみんなの家　山本　幹雄　氏 ②　認知症介護指導者　グループホームこすも　中島　　健　氏
14:55		修了証書授与・閉会

認知症介護研修の受講要件について

指定地域密着型サービスの指定・運営基準に規定される研修について

	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型通所介護事業所（認知症ﾃﾞｲ）	●受講免除(みなし措置)について 【注意】 介護保険法に基づき当該事業所を「指定」する際に、**下記「みなし措置」を適用するかは各保険者（市町村）の判断によります。**必ず事業所の所在する市町村（もしくは広域連合）に確認してください。	
代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修				・認知症介護実践者研修（H17実施分） ・認知症介護実践リーダー研修（H17 実施分） ・認知症高齢者グループホーム管理者研修（H17のみ実施） ・旧痴呆介護実務者研修基礎課程（H13～H16実施） ・旧痴呆介護実務者研修専門課程（H13～H16実施） ・認知症（痴呆）介護指導者養成研修（H13より実施中） ・認知症（痴呆性）高齢者グループホー ム開設予定者研修（H16～H17実施） ※上記**いずれかの**研修修了者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。	
管理者	認知症介護実践者研修 ＋ 認知症対応型サービス事業管理者研修				・グループホーム	・小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・認知症対応型通所介護事業所
					①平成18年3月31日までに「実践者研修」又は、「基礎課程」を修了した者であって、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者 ②「認知症高齢者グループホーム管理者研修」（H17年度のみ実施）を修了した者 ※上記①又は②の要件をみたしている者はグループホームの管理者として既に必要な研修を修了しているとみなして差し支えない	平成18年3月31日までに「実践者研修」または、「基礎課程」を修了した者であって、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者は、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または認知症対応型通所介護事業所の管理者として既に必要な研修を修了しているとみなして差し支えない。
計画作成担当者	認知症介護実践者研修 ＋ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修				なし	

※グループホームにおいて、短期利用共同生活介護サービスを実施するためには、実務者研修（専門課程）、実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のいずれかを修了している職員が配置されていることが必要です。

根拠法令
○「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第97号）第34号
○「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日）

※平成16年度までの認知症介護実務者研修（基礎課程・専門課程）修了者は、認知症介護実践研修の実践者研修・実践リーダー研修をそれぞれ修了したものとみなします。
※平成17年度認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者は、平成17年度認知症介護実践者研修を修了したものとみなします。